

コロナに負けるな！商工業原油・物価高騰緊急対策事業交付金交付要綱

令和 4年 6月24日
木城町まちづくり推進課

(趣旨)

第1条 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響が、世界的な原油高、それに伴う物価高騰を引き起こしており、その煽りを受け、原材料や輸送コスト等も高騰し、商工業者の経営努力だけでは、経営を維持し続けるのは、難しい状況となっている。

本町の商工業は、住民の生活にも密接に関係しており、その商工業を支援することが、地域経済の安定、住民への支援にもつながることから、本町商工業の継続支援を目的に、予算の範囲内で、コロナに負けるな！商工業原油・物価高騰緊急対策事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、その交付については木城町補助金等の交付に関する規則（昭和48年木城町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者等)

第2条 交付金の対象となる者は、木城町内に所在する商工業者（法人にあっては本町内に本社又は事業所を設置している）とし、且つ申請時点で商工業を継続している者のうち、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で、木城町商工会の会員である者
- (2) 令和4年中に事業を開始した者は、申請時点で木城町商工会の会員である者

(交付金の対象及び交付額)

第3条 この交付金の対象は、前条対象者の令和3年中又は令和4年中（以下、「対象期間」という。）の商工業の経営に要した動力光熱水費に対し交付するものとし、交付額はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 令和3年度決算「動力光熱水費」×3%（限度額10万円）
- (2) 令和4年中に事業を開始した場合は、令和4年中の決算「動力光熱水費」×3%（限度額10万円）

(交付金の交付申請)

第4条 この事業により交付金を受けようとする者は、交付金交付申請書（様式第1号）に令和3年度決算書の写し等を添付して、令和5年3月31日までに、町長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により交付金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、申請書の提出をもって代えることができる。

（交付金の交付）

第7条 第5条の通知書を受けた事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。